

◆リアル展示会 開催日:2025 年 10 月 31 日 (金)・11 月 1 日 (土) 9:30~16:00

1) 出展資格

趣旨に賛同する上田地域・小諸市・佐久市に店舗・工場・事務所をもつ企業・団体・学校の他、主催者が認める者。

2) 出展物・出展内容

出展できるものは、完製品・半製品・加工品で重量 350kg までの物。(㎡荷重が 350 キロなので、㎡内にいる人もカウントしての重量となります) 尚、下記のもの出品できませんのでご注意ください。※重量が上記以内でも構造により搬入ができないものもあります。大き目の搬入物については、あらかじめご相談ください。

- ・著しく臭気、騒音を発する引火物、爆発物など
- ・公序良俗に反するものと、その他、主催者が運営管理上、不適切と認めたもの
- ・重量のある展示物等については、事前にご相談ください。

出展者は基本小間変更届及び電力使用届けを所定の期日までに必ずご提出ください。事前申込以上の電力を必要とする電気器具等の持ち込みは、絶対におやめください。

上記以外のものでも、他の出展者の迷惑となる行為、展示会の正常な運営に支障をきたす恐れがあると主催者が判断した場合、出展を取りやめ、撤去していただくことがあります。

3) 出展料

- ① 1 小間 33,000 円 (税込) ※対面・実演・体験等あり
- ② 1 小間 22,000 円 (税込) ※展示のみ
- ③ 外小間 22,000 円 (税込)

別途、電気代 (設置工事・コンセント料含)

(設置費用)

100V 1.0kW 毎 2,200 円 (税込)

200V 1.0kW 毎 2,200 円 (税込)

(コンセント)

3,300 円 (2 口 1 個) (税込)

※後日請求書を発送させていただきます。※電気料については変更する場合があります

<出展料に含まれるもの>

- ・基本小間料 (標準装備品含む) / 広報宣伝費 / 事務局企画運営費

<出展料に含まれないもの>

- ・出展に係る諸経費 / 損害賠償等の保険料 / 有料オプション費用 / 通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

4) 出展者が負担する経費

フェスの開催経費 (会場費、基本施設費など) は主催者が負担いたしますが、下記のもの

については、出展者の負担・準備といたします。

- ・出展者が独自で行う装飾、照明および動力線引き込みの費用
- ・陳列ケース、棚、スポットなどの費用
- ・搬入搬出などにかかる費用
- ・その他出展者において必要な経費

5) 基本小間の仕様（標準装備）

基礎小間の仕様（標準装備）

基礎小間 A

- ・出展面積：W2000mm×D2000mm
- ・背面パネル・パーティション 1枚 W900mm×H1350～1800mm
- ・展示台（長机 2台 W1800mm×D700mm×H 450mm）
- ・展示台用白布 2枚
- ・社名パネル 1枚 900mm×300mm

基礎小間 B

- ・出展面積：W2000mm×D700mm
- ・背面パネル・パーティション 1枚 W1800mm×H1350～1800mm
- ・展示台（長机 1台 W1800mm×D700mm×H 450mm）
- ・展示台用白布 1枚
- ・社名パネル 1枚 900mm×300mm

屋外小間

- ・出店面積：W2700mm×D1800mm×H2000mm ※面積は応相談
- ・テント：size W2700mm×D1800mm×H2000mm ※出展者希望による
- ・展示台（長机 1台 W1800mm×D700mm×H450mm）
- ・展示台用白布 1枚
- ・社名パネル 1枚 900mm×300mm

6) 小間割

6) 小間割

小間割および会場ゾーニング（2F ホワイエ(大ホール入口ロビー)、大スタジオ、多目的ホール、スタジオ1・2、中スタジオ、第一会議室）、美術館アトリエ、外ブースは、導線・出展方法等を総合的に勘案したうえで主催者が決定します。出展者は決定した小間の変更、また第三者への譲渡、貸与はできません。出展に際して、会場の規定により希望する出展物の設置ができない場合があります。

7) 出展物の搬入搬出

搬入期日・小間の装飾は 10 月 31 日（木）14時から19時までとします。

搬出期日は 11 月 1 日（土）16時から18時までとします。

8) 実演と販売及び各種届出

物販は可能ですが、会場内には販売が許可されていない場所があります。物販ができるのはホワイエと芝生広場のみです。大スタジオと多目的ルームでは商品の販売はできませんのでご注意ください。販売をご希望の場合は、事前にご相談をお願いいたします。飲食関

係の実演販売については一定の制限をかける場合があります。保健所及び防火管理等関係官庁への許可・届け出などは出展者の責任において行う必要があります。

9) 出展物の管理

運営委員会事務局は、搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、展示品の損害、滅失、盗難等に関する責任を負いません。出展者で保険にご加入いただくことをお勧めします。

10) 開催の中止または延期

主催者は、天災、テロ、各種感染症の蔓延、国・行政機関からの開催中止命令・指示、インターネットトラフィック等の不可抗力、及びその他出展者の責任に帰しえない原因により著しく開催が困難となった場合は、開催期間中であっても、開催の中止、開催期間の短縮・延期、などを行うことがあります。

開催期間中に発生した不可抗力により、開催中止、開催期間の短縮等をした場合などは、出展料金は返還いたしません。また運営委員会は既に発生した費用等については補償しません。

11) 補償

出展者およびその代理者が小間、展示会事務局運営設備、または展示会場の設備および人身に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任となります。

12) 出展 キャンセル料

出展者の判断で出展をキャンセルされた場合は、出展料の100%をご請求致します。

13) 保険

出展者において不測の事態に備え、会場への展示物搬入開始からイベント開催期間中並びに撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入してください。

14) 出展者説明会

出展者説明会の開催を予定していますが、開催日程及び開催場所など詳細が決まり次第、ご連絡致します。

15) 車両について

展示会当日の車両について、駐車スペースに限りがございますので原則として1社1車にて乗り合わせ等でお越しいただきたくご協力をお願いいたします。尚駐車場所については後日ご連絡をいたします。

◆オンライン展示会 開催期間：2025年10月1日(水)～11月28日(金)

1) 出展資格について

趣旨に賛同する上田地域・小諸市・佐久市に店舗・工場・事務所をもつ企業・団体・学校その他、主催者が認める者。

2) 出展物・出展内容

掲出できるものは、出展者のPRに係るものとなります。

画像や文章など所定内容を、各出展者統一フォーマットに掲載することができます。

支給いただいた写真・動画・文章などに関しては、産業ミライフス in UEDA オンライン内でのみ使用します。また、掲載内容に関するものは、運営委員会では責任を負いませ

ん。

音楽のコンテンツ、映像ソフトを利用した場合は、関係各所に出展者の責任において利用許諾を得るとともに、著作権の管理は出展者にて行ってください。

但し、著作権などに明らかに違反するもの、公序良俗に反するものと、その他、主催者が運営管理上、不適切と認めたものは掲載できません。

3) 出展料

出展料は1者につき初回 33,000 円（税込）となります。 ※後日請求書を発送させていただきます。但し、前回から継続して産業ミライフス inUEDA オンラインに出展される方は、11,000 円（税込）になります。

<出展料に含まれるもの>

- ・オンライン展示会システムの基本掲載料
- ・広報宣伝費
- ・事務局企画運営費

<出展料に含まれないもの>

- ・画像並びに動画編集作業・文章作成作業などコンテンツ作成費
- ・出展コンテンツ掲載に必要な環境（パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境等）に係る諸経費
- ・損害賠償等の保険料
- ・有料オプション費用
- ・通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

4) 一般の閲覧に関して

ミライフスオンラインのサイト閲覧には、広く閲覧してもらうことを目的のため、来場者には無料にて、また ID の登録などは行いません。

各出展者ページにリンクを貼り外部への閲覧者を誘導した場合、閲覧者の個人情報などの取扱いについては各出展者にて細心の注意を払ってください。また運営委員会は責任を負いません。

5) 掲載に際して

各出展者に ID 及び PW を発行し、掲載内容を各出展者にて作成編集作業を行っていただきます。閲覧数などは、各出展者ページにタグを埋込み、常時出展者で確認可能です。

6) 展示会開催の中止・短縮・延期について

天災、テロ、国・行政機関からの指示・命令、インターネットトラフィック等の不可抗力、及びその他出展者の責任に帰しえない原因により著しく開催が困難となった場合、開催期間中であっても、開催の中止、開催期間の短縮・延期、公式サイトの URL 変更などを行うことがあります。

開催期間中に発生した不可抗力により、開催中止、開催期間の短縮等をした場合などは、出展料金は返還いたしません。また運営委員会は既に発生した費用等については補償しません。

◆リアル展示会・オンライン展示会共通事項

1) 契約の解除

主催者は出展申込者が次のいずれかに該当するときは事前の催告なく本出展契約を解除することができるものとします。

- ・出展料の全部または一部を支払わない場合。
- ・手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた場合。
- ・仮処分、仮差押、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあった場合。
- ・暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的、勢力を利用していることが判明したとき。

2) 反社会勢力との関係

出展及び掲載に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約いたします。

- ・暴力団
- ・暴力団員
- ・暴力団準構成員
- ・暴力団関係企業
- ・総会屋
- ・その他前各号に準ずるもの
- ・次のいずれかに該当する関係にあるもの

- ①前各号に掲げる者が自社の経営を支配していると認められること
- ②前各号に掲げる者が自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ③自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ④前各号に掲げる者に資金等または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ⑤その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

上記記載事項の確認のために調査が実施される場合は常に協力し、貴社から要請された資料等を直ちに提出することを確約いたします。

出展者は、上記のことをあらかじめ了解の上、出展申し込みをすることとし、主催者は、将来この点についての異議をいっさい受け付けません。

※本要項は会場都合や社会情勢により随時修正する場合があります。ご了承ください。